

を通常の取扱いによる郵便に付し、又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成十四年法律第九十九号)第二条第六項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第九項に規定する信書便事業者の提供する同条第二項に規定する信書便の役務を利用して送付する方法によりすることができる。この場合においては、公告は、一切の関係人に対する送達の効力を有する。

(最高裁判所規則)

第十六条 この法律に定めるもののほか、責任制限手続に必要な事項は、最高裁判所規則で定める。

第二節 責任制限手続開始の申立て

(手続開始の申立て)

第十七条 船舶所有者等若しくは救助者又は被用者等は、その責任を制限するため、責任制限手続開始の申立てをすることができる。

2 船舶共有者は、各自責任制限手続開始の申立てをすることができる。

(疎明等)

第十八条 責任制限手続開始の申立てをするときは、制限債権に係る事故を特定するために必要な事実及び制限債権(事故発生後の利息又は不履行による損害賠償若しくは違約金の請求権を除く。第二十五条第二号において同じ。)の額が第七条第一項又は第三項に規定する責任の限度額(以下「責任限度額」という。)を超えることを疎明し、かつ、知れている制限債権者の氏名又は名称及び住所を届け出なければならない。

(供託命令)

第十九条 裁判所は、責任制限手続開始の申立てを相当と認めるときは、その申立てをした者(以下「申立人」という。)に対して、一月を超えない一定の期間内に、裁判所の定める責任限度額による届出の日(次項において同じ。)まで事務委託契約を締結する場合には、同項の規定による届出の日(次項において同じ。)まで事故が発生する金額及びこれに対する事務委託の額に相当する金額により算定し

て事故が発生する金額(次条第一項の規定により算定する金額は、供託の額に相当するものとする。前項の責任限度額に相当する金額は、供託の額により算定するものとする。)

2 前項の責任限度額に相当する金額は、供託の額ににおいて公表されている最終の一単位の額に

3 第一項の規定による決定に対しても、即時抗告をすることができる。

(供託委託契約)

第二十一条 申立人が、裁判所の許可を得て供託委託契約を締結し、前条第一項の規定による決定において定められた期間内にその旨を裁判所に届け出た場合には、当該契約に係る一定の額の金銭は、その期間内に供託することを要しない。

2 供託委託契約は、責任制限手続開始の決定があつた場合には、受託者が申立人のために一定の額の金銭及びこれに対する責任制限手続開始の決定の日から供託の日まで供託金に付される利息の利率と同一の率により算定した金額を前条第一項の供託所に供託することを約する契約とする。

3 供託委託契約は、第一項の規定による届出があつた後は、裁判所の許可を得なければ、変更又は解除をすることができない。

4 銀行その他の政令で定める者でなければ、供託委託契約の受託者(以下単に「受託者」という。)となることができない。

(受託者の供託)

第二十二条 前条第一項の規定による届出がされた場合には、受託者は、裁判所の定める日(次条第一項において「指定日」という。)までに供託委託契約に従つて供託し、かつ、その旨を裁判所に届け出なければならない。

2 前項の規定により受託者がした供託は、申立人が供託者としてした供託とみなす。

(受託者が供託しなかつた場合の義務等)

第二十三条 前条第一項の規定による供託をした場合には、受託者は、供託に代えて、指定日において供託すべき金額及びこれに対する指定日の翌日から支払の日まで指定日の翌日における法定利率により算定した金額を管理人に支払う義務を負う。

2 受託者が前項の義務を履行しなかつた場合には、裁判所は、管理人の申立てにより、その受託者に対して、同項の規定により支払うべき額の金額を管理人に支払うべきことを命じなければならない。

3 前項の規定による決定は、執行力のある債務名義と同一の効力を有する。

4 第二項の申立てについての裁判に対しても、即時抗告をすることができる。

(開始の公告等)

第二十四条 申立人が破産者であるときは、裁判所は、責任制限手続開始の申立てを却下しなければならない。

(却下)

第二十五条 次の場合においては、裁判所は、責任制限手続開始の申立てを棄却しなければならない。

1 手続の費用の予納がないとき。

2 制限債権の額が責任限度額を超えないこと

が明らかなとき。

3 申立人が第十九条第一項の規定による決定に従わないとき。

(棄却)

第二十六条 責任制限手続開始の決定(開始決定と同時に定めるべき事項)

第二十七条 裁判所は、責任制限手続開始の決定と同時に、管理人を選任し、かつ、次の事項を定めなければならない。

1 制限債権の届出期間。ただし、その期間は、決定の日から一月以上四月以下でなければならぬ。

2 制限債権の調査期日。ただし、その期日と届出期間の末日との間には、一週間以上二月以下の期間がなければならぬ。

(開始の公告等)

第二十八条 裁判所は、責任制限手続開始の決定をしたときは、直ちに、次の事項を公告しなければならない。

1 責任制限手続開始決定の年月日時及び主文

九条第一項の供託所に供託し、かつ、その旨を裁判所に報告しなければならない。

前項の規定により管理人がした供託は、申立人が供託者としてした供託とみなす。

(他の手続の中止命令等)

第二十九条 責任制限手続開始の申立てにつき決定があつた場合には、受託者が申立人又は受益債務者の申立てにより、責任制限手続開始の申立てによう、責任制限手続開始の申立てにつき決定があつた場合には、受託者が申立人又は受益債務者に対する強制執行、仮差押え、仮処分又は担保権の実行の手続の中止を命ずることができる。

2 申立人又は受益債務者に対する制限債権を記載した書面を送達しなければならない。

3 その届出期間内に届け出るべき旨の催告に掲げる事項に変更を生じた場合について準用する。ただし、制限債権の調査期日の変更については、公告することを要しない。

4 申立人及び知っている受益債務者の氏名又は名称並びにこれらの者と事故に係る船舶、救助船舶又は救助者との関係

5 制限債権の届出期間及び調査期日

6 申立人又は受益債務者に対する制限債権を記載した書面を送達しなければならない。

前二項の規定は、第一項第二号から第五号まで掲げる事項に変更を生じた場合について準用する。ただし、制限債権の調査期日の変更については、公告することを要しない。

2 管理人、申立人並びに知っている制限債権者及び受益債務者には、前項各号に掲げる事項を

3 管理人及び知っている受益債務者の氏名又は名称並びにこれらの者と事故に係る船舶、救助船舶又は救助者との関係

4 申立人及び知っている受益債務者の氏名又は名称並びにこれらの者と事故に係る船舶、救助船舶又は救助者との関係

5 申立人及び知っている受益債務者の氏名又は名称並びにこれらの者と事故に係る船舶、救助船舶又は救助者との関係

6 申立人又は受益債務者に対する制限債権を記載した書面を送達しなければならない。

前二項の規定は、第一項第二号から第五号まで掲げる事項に変更を生じた場合について準用する。ただし、制限債権の調査期日の変更については、公告することを要しない。

2 第二十三条の規定は、責任制限手続開始の申立てを却下し、又は棄却する決定に対し即時抗告があつた場合には、受託がされた場合について準用する。ただし、制限債権の調査期日の変更については、公告することを要しない。

3 第二十三条の規定は、責任制限手続開始の申立てを却下し、又は棄却する決定に対し即時抗告があつた場合には、受託がされた場合について準用する。

2 第二十三条の規定は、責任制限手続開始の決定に対し前条第一項の即時抗告があつた場合において、第十九条第一項の規定による決定において定められた

三 申立人が第十九条第一項の規定による決定に従わないとき。

(従わない)

第二十一条 次の場合においては、裁判所は、責任制限手続開始の申立てを棄却しなければならない。

1 手続の費用の予納がないとき。

2 制限債権の額が責任限度額を超えないこと

が明らかなとき。

3 申立人が第十九条第一項の規定による決定に従わないとき。

(従わない)

第二十二条 前条第一項の規定による届出がされた場合には、受託者は、裁判所の定める日(次条第一項において「指定日」という。)までに供託委託契約に従つて供託し、かつ、その旨を裁判所に届け出なければならない。

2 前項の規定により受託者がした供託は、申立人が供託者としてした供託とみなす。

(受託者が供託しなかつた場合の義務等)

第二十三条 前条第一項の規定による供託をした場合には、受託者は、供託に代えて、指定日において供託すべき金額及びこれに対する指定日の翌日から支払の日まで指定日の翌日における法定利率により算定した金額を管理人に支払う義務を負う。

2 受託者が前項の義務を履行しなかつた場合には、裁判所は、管理人の申立てにより、その受託者に対して、同項の規定により支払うべき額の金額を管理人に支払うべきことを命じなければならない。

3 前項の規定による決定は、執行力のある債務名義と同一の効力を有する。

4 第二項の申立てについての裁判に対しても、即時抗告をすることができる。

(開始の公告等)

第二十九条 責任制限手続開始の申立てについての裁判に対しても、即時抗告をすることができる。

2 第二十三条の規定は、責任制限手続開始の申立てを却下し、又は棄却する決定に対し即時抗告があつた場合には、受託がされた場合について準用する。

3 第二十三条の規定は、責任制限手続開始の決定に対し前条第一項の即時抗告があつた場合において、第十九条第一項の規定による決定において定められた

三 申立人が第十九条第一項の規定による決定に従わないとき。

(従わない)

第二十条 責任制限手続開始の決定(開始決定と同時に定めるべき事項)

第二十一条 裁判所は、責任制限手続開始の決定と同時に、管理人を選任し、かつ、次の事項を定めなければならない。

1 制限債権の届出期間。ただし、その期間は、決定の日から一月以上四月以下でなければならぬ。

2 制限債権の調査期日。ただし、その期日と届出期間の末日との間には、一週間以上二月以下の期間がなければならぬ。

(開始の公告等)

第二十二条 裁判所は、責任制限手続開始の決定をしたときは、直ちに、次の事項を公告しなければならない。

1 責任制限手続開始決定の年月日時及び主文

2 第二十九条第一項の規定による決定に基づき供託された金額又は第二十条第一項の供託委託契約に係る一定の金額の総額

3 管理人の氏名及び住所

4 申立人及び知っている受益債務者の氏名又は名称並びにこれらの者と事故に係る船舶、救助船舶又は救助者との関係

5 制限債権の届出期間及び調査期日

6 申立人又は受益債務者に対する制限債権を記載した書面を送達しなければならない。

前二項の規定は、第一項第二号から第五号まで掲げる事項に変更を生じた場合について準用する。ただし、制限債権の調査期日の変更については、公告することを要しない。

(開始決定を取り消す決定の公告等)

第三十一条 責任制限手続開始の決定を取り消す決定が確定したときは、裁判所は、直ちに、その旨を公告しなければならない。

2 管理人、申立人並びに知っている制限債権者及び受益債務者は、前項の規定による公告に係る事項を記載した書面を送達しなければならない。

(開始決定が取り消された場合における供託金の取戻しの制限)

第三十二条 申立人は、前条第一項の決定が確定した日から起算して一月を経過した後でなければ、次条に規定する基金として供託された金額を取り戻し、又はその取戻請求権を処分することができない。

(手続開始の効果)

第三十三条 責任制限手続が開始されたときは、制限債権者は、この法律で定めるところにより、第十九条第一項又は第三十条第一項の規定による決定に基づき供託された金額、第二十一

条第一項又は第二十二条第五項(第三十条第二

項においてこれらの規定を準用する場合を含む。)の規定により供託される金額及び第九条第一項の規定により供託される金額並びに供託されたこれらの金銭に付される利息(以下「基金」という)から支払を受けることができる。この場合においては、制限債権者は、基金以外の申立人の財産又は受益債務者の財産に対してその権利を行使することができない。

第三十四条 責任制限手続が開始されたときは、制限債権者は、制限債権をもつて申立人又は受益債務者の債権と相殺することができない。

(強制執行に対する異議の訴え)

第三十五条 申立人又は受益債務者は、第三十三条後段の事由を主張して制限債権に基づく強制執行の不許を求めるには、強制執行に対する異議の訴えを提起しなければならない。

2 請求異議の訴えに関する民事執行法(昭和五十四年法律第四号)の規定は、前項の訴えについて準用する。

(担保権実行に対する異議の訴え)

第三十六条 申立人又は受益債務者は、第三十三条後段の事由を主張して制限債権に基づく担保の実行の不許を求めるには、担保権の実行に対する異議の訴えを提起しなければならない。

2 管轄する裁判所又はこの裁判所がないときは、前項の訴えは、被告の普通裁判籍の所在地を管轄する裁判所又はこの裁判所がないときは、裁判所の許可を得なければならない。

担保権の目的である財産の所在地を管轄する裁判所の管轄に専属する。

第三十七条 物の損害に関する債権のみについて責任制限手続が開始された場合においては、申立人又は受益債務者は、人の損害に関する債権について責任を制限するため、責任制限手続拡張の申立てをすることができる。ただし、制限債権の調査期日が開始された後は、この限りでない。

(手続拡張の申立て)

第三十八条 責任制限手続を拡張する決定においては、責任制限手続が人の損害に関する債権についても効力を及ぼす旨を定めるものとする。

2 前節(第二十七条中管理人の選任に関する部分を除く。)の規定は、前項の決定について準用する。

(手続拡張の決定)

2 第十八条から第二十五条までの規定は、前項の申立てについて準用する。

(手続拡張の決定)

第三十九条 前条第一項の決定があつたときは、第八十二条から第八十四条まで、第九十条から第九十二条まで及び第九十四条の規定の適用については、責任制限手続拡張の申立てをした受益債務者は、申立人とみなす。

第四十条 管理人は、制限債権の調査期日における意見の陳述、配当その他この法律で定める職務を行う権限を有する。

2 前項の職務を行うため、管理人は、申立人又は受益債務者に対して、必要な事項の報告又は帳簿その他の書類の提出を求めることができる。

(権限)

第四十一条 管理人は、裁決所が監督する。

(注意義務)

2 管理人は、善良な管理者の注意をもつてその職務を行わなければならない。

(管理人代理)

第四十二条 管理人は、必要があるときは、その職務を行わせるため、自己の責任で管理人代理を選任することができる。

2 前項の規定による管理人代理の選任について

(報酬等)

第四十四条 管理人は、責任制限手続のため必要な費用の前払及び裁判所が定める報酬を受けることができる。

2 前項の規定による決定に対しては、即時抗告をすることができる。

(解任)

第四十五条 重要な事由があるときは、裁判所は、利害関係人の申立てにより、又は職権で、管理人を解任することができます。この場合においては、その管理人を審尋しなければならない。

(計算の報告義務)

第四十六条 管理人の任務が終了した場合においては、管轄人又はその相続人は、遅滞なく、裁判所に計算の報告をしなければならない。

(計算の報告)

第六節 責任制限手続への参加

(参加)

第四十七条 制限債権者は、その有する制限債権(利息又は不履行による損害賠償若しくは違約金の請求権については、制限債権の調査期日の開始の日までに生じたものに限る。以下この章において同じ。)をもつて責任制限手続に参加することができる。

(制限債権を弁済した申立人又は受益債務者)

2 制限債権を弁済した申立人又は受益債務者は、弁済の限度においてその制限債権を有するものとみなし、これをもつて責任制限手続に参加することができる。

(制限債権につき将来、制限債権者に代位

し、又は申立人若しくは受益債務者に対して求

債権を有することとなる者は、その制限債権を有するものとみなし、これをもつて責任制限手続に参加することができる。ただし、制限債権者が責任制限手続に参加した場合における当該参加に係る制限債権については、この限りでない。

(制限債権につき将来、制限債権者に代位

し、又は申立人若しくは受益債務者に対して求

債権を有することとなる者は、その制限債権を有するものとみなし、これをもつて責任制限手続に参加することができる。ただし、制限債権者が責任制限手続に参加した場合における当該参加に係る制限債権については、この限りでない。

(届出の期間)

第五十条 第四十七条第五項の規定による届出は、第二十七条(第三十八条第二項において準用する場合を含む。)の規定により裁判所が定めた届出期間内にしなければならない。

2 第四十七条第一項から第四項までの規定によ

(届出の期間)

第五十一条 第四十七条第五項の規定による届出は、第二十七条(第三十八条第二項において準用する場合を含む。)の規定により裁判所が定めた届出期間内にしなければならない。

2 第四十七条第一項から第四項までの規定によ

(届出の期間)

第五十二条 第四十七条第五項の規定による届出は、第二十七条(第三十八条第二項において準用する場合を含む。)の規定により裁判所が定めた届出期間内にしなければならない。

2 第四十七条第一項から第四項までの規定によ

(届出の期間)

第五十三条 管理人は、必要があるときは、その職務を行わせるため、自己の責任で管理人代理を選任することができる。

(変更の届出等)

第五十四条 責任制限手続に参加した者は、その職務を行わせることのできる事由によつて届け出期間内に届出をすることができなかつたときは、その者は、前項の規定にかかわらず、届出期間が経過した後においても、届出をすることができる。ただし、制限債権の調査期日が終了した後は、この限りでない。

(変更の届出等)

第五十五条 責任制限手続に参加した者は、その職務を行わせることのできる事由によつて届け出期間に変更が生じたとき、又は届け出された事項を変更しようとするときは、その旨を裁判所に届け出なければならない。

6 第四項の規定により責任制限手続に参加しようとする者が前項の規定による届出をするときは、外国において強制執行をされるおそれがあることを疎明しなければならない。

2 前項の規定による決定に対しては、即時抗告者が全部義務を負う場合

2 前条の規定は、他の制限債権者の利益を害すべき変更の届出をする場合について準用する。
3 第四十七条第三項又は第四項の規定により責任制限手続に参加した者は、制限債権者に代位し、申立人若しくは受益債務者に対しても求償権を得し、又は制限債権につき支払をしたときは、その旨を裁判所に届け出なければならない。この場合においては、届出の原因となつた事實を証明しなければならない。

(手続に参加した者の地位の承継)

第五十二条 責任制限手続に参加した者の届出に係る債権を取得した者は、その参加した者の地位を承継することができる。

2 前項の規定により承継しようとする者は、取得した債権その他の最高裁判所規則で定める事項を裁判所に届け出なければならない。この場合においては、当該債権を取得したことと証明しなければならない。

3 前二項の規定は、第四十七条第一項の規定により責任制限手続に参加した者の届出に係る債権を弁済した申立人又は受益債務者について準用する。

(届出の却下)

第五十三条 裁判所は、この節の規定によつてす

る届出が第四十七条第五項若しくは第六項、第五十条(第五十一条第二項において準用する場合を含む)、第五十五条第三項又は前条第二項(同条第三項において準用する場合を含む)の規定に違反するときは、その届出を却下しなければならない。

2 前項の規定による決定に対しては、即時抗告(時効の完成猶予)

第五十四条 責任制限手続への参加がある場合には、責任制限手続への参加が終了する(責任制限手続終結の決定によらないで責任制限手続への参加が終了した場合にあつては、その終了の時から六月を経過する)までの間は、時効は、(知れた制限債権者の届出義務等)

第五十五条 申立人及び受益債務者は、第十八条(第三十七条第二項において準用する場合を含む。)の規定により届出た制限債権者以外の制限債権者で、まだ責任制限手続に参加していないものの氏名又は名称及び住所を知つたときは、直ちに、これを裁判所に届け出なければならない。ただし、制限債権の調査期日が終了した後に知つたときは、この限りでない。

(異議のない制限債権の確定)

2 び第五十八条に掲げる者の異議がなかつたときは、その訴えに係る債権を有する者

2 第二十八条第二項及び第三項(第三十八条第二項において準用する場合を含む。)の規定は、前項の規定による届出に係る制限債権者について準用する。

(配当の前払の許可)

第五十六条 第四十七条第一項の規定により責任制限手続に参加した者の著しい損害を避けるため緊急の必要があるときは、裁判所は、当該参加した者の届出に係る債権が確定する前においても、管理人の申立てにより、又は職権で、代理人に対しても、制限債権に対する配当の一部として基金から相当の金額を支払うことを命ずることができる。

2 管理人は、前項に規定する制限債権者から同項の申立てをすべきことを求められたときは、直ちに、その旨を裁判所に報告し、なお、その申立てをしないこととしたときは、遅滞なく、その理由を裁判所に報告しなければならない。

3 第七節 制限債権の調査及び確定

第五十七条 制限債権の調査期日においては、届出のあつた債権について、制限債権であるかどうか、並びに制限債権であるときは、その内容及び人の損害に関する債権と物の損害に関する債権との別を調査する。

(関係人の出頭)

第五十八条 申立人、受益債務者及び責任制限手続に参加した者並びにこれららの代理人は、制限債権の調査期日に出頭して、届出のあつた債権について異議を述べることができる。

(管理人の出頭)

第五十九条 制限債権の調査は、管理人の出頭がなければすることができない。

(映像等の送受信による通話の方法による制限債権の調査期日)

第五十条(二) 裁判所は、相當と認めるときは、最高裁判所規則で定めるところにより、裁判所並びに管理人及び第五十八条に規定する者が映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法によつて、制限債権の調査期日における手続を行うことができる。

2 前項の期日に出頭しないでその手続に関与した管理人及び第五十八条に規定する者は、その期日に出頭したものとみなす。

(異議のない制限債権の確定)

第六十条 制限債権の調査期日において管理人及び第五十八条に掲げる者の異議がなかつたときは、その訴えに係る債権を有する者

は、制限債権であること及びその内容並びに人の損害に関する債権と物の損害に関する債権との別は、確定する。

(査定の裁判)

第六十二条 裁判所は、異議のあつた債権について、査定の裁判をしなければならない。

2 査定の裁判においては、当該債権が、制限債権でないときはその旨を、制限債権であるときはその内容及び人の損害に関する債権と物の損害に関する債権との別を定める。

3 査定の裁判は、当該債権を届け出た者及びその債権について異議を述べた者に送達する。

(管理人の調査等)

第六十三条 査定の裁判に不服がある者(代理人を除く)は、決定の送達を受けた日から一月の不变期間内に、異議の訴えを提起することができる。

2 前項の訴えは、これを提起する者が、異議の訴えに係る債権を届け出た者であるときは異議を述べた者を、異議を述べた者であるときは異議があつた債権を届け出た者を、それぞれ被告としなければならない。

3 第一項の訴えは、責任制限裁判所の管轄に専属し、口頭弁論は、第一項の期間を経過した後でなければ、開始することができない。

4 同一の債権に関し数個の訴えが同時に係属するときは、弁論及び裁判は、併合してしなければならない。この場合においては、民事訴訟法第四十条第一項から第三項までの規定を準用する。

5 第一項の訴えについての判決においては、訴えを不適法として却下する場合を除き、査定の裁判を認可し、又は変更する。

(訴訟手続の中止)

第六十四条 第四十七条第五項の規定により制限債権の届出がされた場合において、当該債権に関する債権者及び申立人又は受益債務者間の訴訟(以下「手続外訴訟」という。)が係属するときは、裁判所は、原告の申立てにより、その訴訟手続の中止を命ぜることができる。

2 裁判所は、原告の申立てにより、前項の規定による中止の決定を取り消すことができる。

(手続外訴訟の管轄の拡張)

第六十五条 査定の裁判に対する異議の訴えが係属するときは、その訴えに係る債権を有する者

及び申立人又は受益債務者間の当該債権に関する訴えは、責任制限裁判所に提起することができる。

(移送)

第六十六条 査定の裁判に対する異議の訴えが係属する場合において、その訴えに係る債権に関する手続外訴訟が他の第一審裁判所に係属するときは、責任制限裁判所は、申立てにより、その移送を求めることができる。

2 前項の規定による決定があつたときは、移送を求められた裁判所は、手続外訴訟を責任制限裁判所に移送しなければならない。

3 前項の規定による移送は、訴訟手続が中断又は中止中でもすることができる。

(併合)

第六十七条 責任制限裁判所に査定の裁判に対する異議の訴えと手続外訴訟とが係属するときは、弁論及び裁判は、併合してしなければならない。

2 前項の規定による移送は、訴訟手続が中断又は中止中でもすることができる。

(配当)

第六十八条 基金は、第九十二条第五項(第九十四条第二項において準用する場合を含む。)又は第九十三条第一項若しくは第三項の規定により支弁されるものを除き、配当に充てる。

(配当の時期)

第六十九条 管理人は、制限債権の調査期日が終了した後、遅滞なく、配当を行わなければならぬ。

2 制限債権の調査期日において異議があつたときは、管理人は、査定の裁判に対する異議の訴えの出訴期間を経過した後でなければ、配当を行ふことができない。ただし、裁判所の許可を得たときは、この限りでない。

(配当表)

第七十条 管理人は、配当を行おうとするときは、配当表を作り、裁判所の認可を得なければならぬ。

2 配当表には、配当に加えるべき制限債権者の氏名、配当に加えるべき制限債権の額、配当することのできる金銭の額、配当率その他最高裁判所規則で定める事項を人の損害に関する債権と物の損害に関する債権との別に従つて記載しなければならない。

(配当表の認可の公告)

第七十一条 裁判所は、配当表を認可したときは、その旨を公告しなければならない。

(配当表に対する異議)
第七十二条 配当表の記載に不服がある者は、前条の規定による公告の日から二週間の不变期間内に、裁判所に対して、異議を申し立てることができる。
2 裁判所は、異議が相当であると認めるときは、管理人に対して、配当表の更正を命じなければならない。
3 異議についての裁判に対しては、即時抗告をすることができる。

(配当の保留の申出)
第七十三条 責任制限手続に参加した者は、配当表に対する異議申立期間の経過前に、管理人に對して、届出に係る自己の債権につき手続外訴訟が係属していること又は当該債権に基づく強制執行若しくは担保権の実行がされていることを証明して、配当の保留の申出をすることができる。

(配当の保留)
第七十四条 管理人は、次に掲げる債権については、配当を保留しなければならない。
1 前条の規定により配当の保留の申出がされた債権
2 第四十七条第三項又は第四項の規定により責任制限手続に参加した者の届出に係る債権で、第五十一条第三項の規定による届出がないもの
3 責任制限手続においてまだ確定していない債権で、前二号に掲げるもの以外のもの
(b) 債権で、前二号に掲げるもの以外のもの
(c) 費用等の保留命令)

(手続の廃止)
第七十五条 第九十二条第一項若しくは第九十三条第二項又は同条第一項の規定により立て替えられ、又は支弁されることとなる費用等及び弁護士、弁護士法人又は弁護士・外国法事務弁護士共同法人の報酬で、その額が明らかでないものがあるときは、裁判所は、管理人に対して、基金につき相当額の保留をすることを命じなければならない。
2 裁判所は、前項の規定による決定を変更し、又は取り消すことができる。

(配当の効果)
第七十六条 責任制限手続に参加した者がその配当額につき供託に関する法令の規定により基金から支払を受けることができるとなつたときは、申立人及び受益債務者は、責任制限手続外においては、当該参加した者に対する配当に係る債権について、その責任を免れる。

(手続からの除外)
第七十七条 届出に係る債権が手続外訴訟において制限債権でないことに確定したときは、当該債権は、責任制限手続から除外される。

(保留された配当の実施)
第七十八条 第七十四条各号に掲げる債権について、次に掲げる事由が生じたときは、管理人は、遅滞なく、配当を実施しなければならない。
1 第七十四条第一号に掲げる債権があつては、その内容が確定し、かつ、保留の申出を行つた者が配当を執行すべきことを求めたとき。
2 第七十四条第二号に掲げる債権があつては、その内容が確定し、かつ、第五十一条第三項の規定による届出があつたとき。
3 第七十四条第三号に掲げる債権があつては、その内容が確定したとき。

(追加配当)
第七十九条 基金に新たに配当に充てることができる部分が生じたときは、管理人は、更に配当を行わなければならない。
2 管理人は、裁判所の許可を得て、一時前項の配当を行わなければならない。

(手続の終結)
第八十条 配当が終了したときは、裁判所は、責任制限手続終結の決定をし、かつ、その旨を公告しなければならない。

(損害賠償)
第八十一条 申立人又は受益債務者が第十八条(第三十七条第二項において準用する場合を含む。)又は第五十五条第一項に規定する届出義務に違反した場合において、責任制限手続終結の決定があつたときは、これらの者は、その義務を執行に任ずる。

(手續の廃止)
第八十二条 責任制限手続の廃止

第九節 責任制限手続の廃止

(手續の廃止)
第八十三条 次の場合においては、裁判所は、申立てにより、又は職権で、責任制限手続廃止の決定をしなければならない。ただし、第三号の決定をしなければならない。ただし、第三号の場合において制限債権者を著しく害するおそれがあるときは、この限りでない。

(手續の廃止)
第八十四条 第二十二条第二項(第三十七条第二項において準用する場合を含む。)の規定による決定に基づき受託者から金銭の支払を受けることができないことを管

(手續の廃止)
第八十五条 裁判所は、責任制限手続廃止の決定をしたときは、直ちに、その主文及び理由の要旨を公告しなければならない。

(抗告)
第八十六条 責任制限手続廃止の申立てを却下し、又は棄却する決定及び責任制限手続廃止の決定に対しては、即時抗告をすることができる。

(廃止決定の取消しの公告等)
第八十七条 責任制限手続廃止の決定を取り消す決定が確定したときは、裁判所は、直ちに、その旨を公告しなければならない。

(抗告)
第八十八条 責任制限手続廃止の決定は、確定しなければその効力を生じない。

(廃止決定の発効)
第八十九条 第三十二条の規定は、責任制限手続廃止の決定が確定した場合について準用する。

(第十節 費用負担の原則)
第九十条 第九十三条第一項又は第二項に規定するものの除き、責任制限手続のため必要な費用及び管理人の報酬(以下この節において「費用等」という。)は、申立人の負担とする。

(予納義務)
第九十一条 申立人は、責任制限手続開始の申立てをするときは、費用等として裁判所が定める金額を予納しなければならない。予納した費用等が不足する場合において、裁判所がその不足する費用等の予納を命じたときも、同様とする。

(申立人が予納命令に従わない場合における費用等の立替え等)
第九十二条 第八十二条第三号に該当する場合において、同条ただし書に規定する事由があるときは、費用等は、基金から立て替える。

(手續の廃止)
第九十三条 管理人が査定の裁判に対する異議の訴えを追行するために必要な費用等及び弁護士、弁護士法人又は弁護士・外国法事務弁護士共同法人の報酬は、次項に規定する費用を除き、基金から支弁する。

(手續の廃止)
第九十四条 管理人が査定の裁判に対する異議の訴えを追行するために必要な費用のうち訴訟費用となるものは、基金から立て替える。

(手續の廃止)
第九十五条 裁判所は、管理人の申立てにより、第一項の費用等及び報酬の額を定める。

(手續の廃止)
第九十六条 前項の規定による決定に対しても、即時抗告をすることができる。

(管理人が取り立てた費用等及び訴訟費用の供託)

第九十四条

第九十二条第一項又は前条第二項の規定により立て替えた費用等又は訴訟費用を管理人が取り立てたときは、これを申立人のために基金として供託しなければならない。

2 第二十二条第六項の規定は前項の規定により管理人がした供託について、第九十二条第五項の規定は管理人が取り立てるべき前項の訴訟費用の取立てが不能である場合について準用する。

2 第二十二条第六項の規定は前項の規定により管理人がした供託について、第九十二条第五項の規定は管理人が取り立てるべき前項の訴訟費用の取立てが不能である場合について準用する。

第四章 補則

(船舶先取特権) 制限債権者は、その制限債権(物の損害に関する債権に限る。)に関して、事故に係る船舶及びその属具について先取特権を有する。

2 前項の先取特権は、商法(明治三十二年法律第四十八号)第八百四十二条第五号の先取特権に次ぐ。

3 商法第八百四十三条第二項本文、第八百四十六条から第八百四十六条まで及び第八百四十八条第一項の規定は、第一項の先取特権について準用する。

4 第一項の先取特権が消滅する前に責任制限手続開始の決定があつた場合において、その決定を取り消す決定又は責任制限手続廃止の決定が確定したときは、前項において準用する商法第八百四十六条の規定にかかわらず、第一項の先取特権は、その確定後一年を経過した時に消滅する。

(締約国である外国における制限基金の形成の効果) 千九百七十六年の海事債権についての責任の制限に関する条約を改正する千九百九十六年の議定書の締約国である外国において同条の施行後に行なわれる改正された千九百七十六年の海事債権についての責任の制限に関する条約(以下「海事債権責任制限条約」という。)に定める制限基金が形成された場合においては、当該基金から支払を受けることができる制限債権については、その制限債権者は、制限基金以外の船舶所有者等の財産若しくは救助者の財産又は被用者等の財産に対してその権利行使することができない。

2 第三十四条から第三十六条までの規定は、前項の場合について準用する。

第九十七条 削除
(船舶の管理人等に対するこの法律の適用)

第九十八条

この法律は、海事債権責任制限条約第一条第二項に規定する船舶の管理人及び船舶の運航者並びに法人であるこれらの者の無限責任に對する規定は、同項に規定する船舶の管理人又は船舶の運航者の被用者その他の者でその者の行為につきこれらの者が責めに任すべきものについて被用者等と同様に適用する。

2 この法律は、制限債権につき弁済の責めに任することによって生ずる損害をてん補する保険契約の保険者について、被保険者と同様に適用する。

第五章 好則

2 この法律は、制限債権につき弁済の責めに任すことによって生ずる損害をてん補する保険契約の保険者について、被保険者と同様に適用する。

第九十九条 好則

管理人又は管理人代理がその職務に關し賄賂を收受し、又はこれを要求し、若しくは約束したときは、三年以下の拘禁刑又は百万円以下の罰金に処する。

2 前項の場合において、收受した賄賂は、没収する。その全部又は一部を沒収することができないときは、その価額を追徴する。

3 前項第一項に規定する賄賂を供与し、又は下の拘禁刑又は百万円以下の罰金に処する。

4 第四十一条第二項の規定による報告又は書類の提出を求められて、報告をせず、若しくは書類の提出をせず、又は虚偽の報告をし、若しくは虚偽の書類の提出をした者は、一年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。

2 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用者その他の従業者が、その法人又は人の業務に關して前項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に對しても同項の罰金刑を科する。

附 則 抄

(施行期日等)

1 この法律は、海上航行船舶の所有者の責任の制限に関する国際条約が日本国について効力を生ずる日から施行する。

附 則 抄

(施行期日)

1

この法律は、平成一四年七月三一日法律第一

2

附 則 (平成一四年七月三一日法律第一

3

附 則 (平成一四年七月三一日法律第一

4

附 則 (平成一四年七月三一日法律第一

5

附 則 (平成一四年七月三一日法律第一

6

附 則 (平成一四年七月三一日法律第一

7

附 則 (平成一四年七月三一日法律第一

8

附 則 (平成一四年七月三一日法律第一

9

附 則 (平成一四年七月三一日法律第一

10

附 則 (平成一四年七月三一日法律第一

11

附 則 (平成一四年七月三一日法律第一

12

附 則 (平成一四年七月三一日法律第一

13

附 則 (平成一四年七月三一日法律第一

14

附 則 (平成一四年七月三一日法律第一

15

附 則 (平成一四年七月三一日法律第一

16

附 則 (平成一四年七月三一日法律第一

17

附 則 (平成一四年七月三一日法律第一

18

附 則 (平成一四年七月三一日法律第一

19

附 則 (平成一四年七月三一日法律第一

20

附 則 (平成一四年七月三一日法律第一

21

附 則 (平成一四年七月三一日法律第一

22

附 則 (平成一四年七月三一日法律第一

23

附 則 (平成一四年七月三一日法律第一

24

附 則 (平成一四年七月三一日法律第一

25

附 則 (平成一四年七月三一日法律第一

26

附 則 (平成一四年七月三一日法律第一

27

附 則 (平成一四年七月三一日法律第一

28

附 則 (平成一四年七月三一日法律第一

29

附 則 (平成一四年七月三一日法律第一

30

附 則 (平成一四年七月三一日法律第一

31

附 則 (平成一四年七月三一日法律第一

32

附 則 (平成一四年七月三一日法律第一

33

附 則 (平成一四年七月三一日法律第一

34

附 則 (平成一四年七月三一日法律第一

35

附 則 (平成一四年七月三一日法律第一

36

附 則 (平成一四年七月三一日法律第一

37

附 則 (平成一四年七月三一日法律第一

38

附 則 (平成一四年七月三一日法律第一

39

附 則 (平成一四年七月三一日法律第一

40

附 則 (平成一四年七月三一日法律第一

41

附 則 (平成一四年七月三一日法律第一

42

附 則 (平成一四年七月三一日法律第一

43

附 則 (平成一四年七月三一日法律第一

44

附 則 (平成一四年七月三一日法律第一

45

附 則 (平成一四年七月三一日法律第一

46

附 則 (平成一四年七月三一日法律第一

47

附 則 (平成一四年七月三一日法律第一

48

附 則 (平成一四年七月三一日法律第一

49

附 則 (平成一四年七月三一日法律第一

50

附 則 (平成一四年七月三一日法律第一

51

附 則 (平成一四年七月三一日法律第一

52

附 則 (平成一四年七月三一日法律第一

53

附 則 (平成一四年七月三一日法律第一

54

附 則 (平成一四年七月三一日法律第一

55

附 則 (平成一四年七月三一日法律第一

56

附 則 (平成一四年七月三一日法律第一

57

附 則 (平成一四年七月三一日法律第一

58

附 則 (平成一四年七月三一日法律第一

59

附 則 (平成一四年七月三一日法律第一

60

附 則 (平成一四年七月三一日法律第一

61

附 則 (平成一四年七月三一日法律第一

62

附 則 (平成一四年七月三一日法律第一

63

附 則 (平成一四年七月三一日法律第一

64

附 則 (平成一四年七月三一日法律第一

65

附 則 (平成一四年七月三一日法律第一

66

附 則 (平成一四年七月三一日法律第一

67

附 則 (平成一四年七月三一日法律第一

68

附 則 (平成一四年七月三一日法律第一

69

附 則 (平成一四年七月三一日法律第一

70

附 則 (平成一四年七月三一日法律第一

71

附 則 (平成一四年七月三一日法律第一

72

附 則 (平成一四年七月三一日法律第一

73

附 則 (平成一四年七月三一日法律第一

74

附 則 (平成一四年七月三一日法律第一

75

附 則 (平成一四年七月三一日法律第一

76

附 則 (平成一四年七月三一日法律第一

77

附 則 (平成一四年七月三一日法律第一

78

附 則 (平成一四年七月三一日法律第一

79

附 則 (平成一四年七月三一日法律第一

80

附 則 (平成一四年七月三一日法律第一

81

附 則 (平成一四年七月三一日法律第一

82

附 則 (平成一四年七月三一日法律第一

83

附 則 (平成一四年七月三一日法律第一

84

附 則 (平成一四年七月三一日法律第一

85

附 則 (平成一四年七月三一日法律第一

86

附 則 (平成一四年七月三一日法律第一

87

附 則 (平成一四年七月三一日法律第一

88

附 則 (平成一四年七月三一日法律第一

89

附 則 (平成一四年七月三一日法律第一

90

附 則 (平成一四年七月三一日法律第一

91

附 則 (平成一四年七月三一日法律第一

92

附 則 (平成一四年七月三一日法律第一

93

附 則 (平成一四年七月三一日法律第一

94

附 則 (平成一四年七月三一日法律第一

95

附 則 (平成一四年七月三一日法律第一

96

附 則 (平成一四年七月三一日法律第一

97

附 則 (平成一四年七月三一日法律第一

98

附 則 (平成一四年七月三一日法律第一

99

附 則 (平成一四年七月三一日法律第一

100

附 則 (平成一四年七月三一日法律第一

101

附 則 (平成一四年七月三一日法律第一

102

附 則 (平成一四年七月三一日法律第一

103

<p>(その他の経過措置の政令への委任)</p> <p>第一百二十三条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。</p> <p>附 則 (平成一七年六月一七日法律第五八号)</p> <p>(施行期日)</p> <p>1 この法律は、千九百七十六年の海事債権についての責任の制限に関する条約を改正する千九百九十六年の議定書が日本国について効力を生ずる日から施行する。(経過措置)</p> <p>2 この法律の施行前に発生した事故から生じた債権についての責任の制限については、なお従前の例による。</p>

<p>附 則 (平成二十九年六月八日法律第四五号)</p> <p>(施行期日)</p> <p>1 この法律は、平成二十七年六月八日から施行する。(経過措置)</p> <p>2 この法律の施行前に発生した事故から生じた債権についての責任の制限については、なお従前の例による。</p>

<p>附 則 (平成三十一年五月二五日法律第二九号)抄</p> <p>(施行期日)</p> <p>この法律は、民法改正法の施行の日から施行する。ただし、第三百三条の一、第三百三条の二、第三百六十七条の二、第三百六十七条の三及び第三百六十二条の規定は、公布の日から施行する。</p>

<p>第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、附則第五十条及び第五十二条の規定による改正規定による改正前の船舶の所有者等の責任の制限に関する法律第九十五条第一項の先取特権の効力及び順位については、前条の規定による改正後の船舶の所有者等の責任の制限に関する法律第九十五条の規定にかかわらず、なお従前の例による。</p> <p>附 則 (平成三十一年五月二五日法律第二九号)抄</p> <p>(施行期日)</p> <p>この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、附則第五十条及び第五十二条の規定による改正規定による改正前の船舶の所有者等の責任の制限に関する法律第九十五条第一項の先取特権の効力及び順位については、前条の規定による改正後の船舶の所有者等の責任の制限に関する法律第九十五条の規定にかかわらず、なお従前の例による。</p>

正規定、第一百四十五条中民事再生法第一百五十五条の次に一条を加える改正規定及び同法第二百五十三条第三項の改正規定（民事執行法（昭和五十四年法律第四号）第八十五条）を「民事執行法第八十五条から第八十六条まで」に改める部分に限る）、第一百六十一条第一項の規定、第二百二十二条中会社更生法第一百十条第三項の改正規定（民事執行法（昭和五十四年法律第四号）第八十五条）を「民事執行法第八十五条から第八十六条まで」に改める部分に限る。（）、第一百六十一条第一項の規定、第二百二十二条中会社更生法第一百十条第三項の改正規定（民事執行法（昭和五十四年法律第四号）第八十五条）を「民事執行法第八十五条から第八十六条まで」に改める部分に限る。）及び同法第二百五十六条の次に一条を加える改正規定、第二百六十六条第一項の規定、第二百二十九条中人事訴訟法第九条に一項を加える改正規定及び同法第三百三十三条に二項を加える改正規定、第二百四十九条中破産法第二百二十二条の次に一条を加える改正規定、同法第二百二十二条第二項の改正規定、同法第二百三十六条の次に一条を加える改正規定及び同法第三百三十六条中非訟事件手続法第三十三条第四項の改正規定、同法第五十九条の改正規定及び同法第四十七条第一項の改正規定、第三百二十六条中家事事件手続法第四十条の改正規定、同法第四十九条の改正規定、同法第五十四条第一項の改正規定、同法第六十条第二項の改正規定（及び第二項）を「から第三項まで」に改める部分に限る。）、第一百四十九条第一項の改正規定（第三项まで）を「第四项まで」に改める部分及び「高等裁判所に」との下に、「第五十九条第三項中「家庭裁判所及び」とあるのは「高等裁判所及び」とを加える部分に限る。）、第一百四十九条第一項第六号の改正規定及び同法第二百六十五条第五項の改正規定、第三百四十一項を加える改正規定及び同法第三百三条第六項の改正規定並びに第三百五十六条中消費者の財産的被害等の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律第五十三条の改正規定（「第八十七条の二」を削る部分に限る。）民事訴訟法等の一部を改正する法律の施行の日

別表（第十一條関係）									
第一条の三十条	第二条の三十条	第三条の三十条	第四条の三十条	第五条の三十条	第六条の三十条	第七条の三十条	第八条の三十条	第九条の三十条	第十条の三十条
交付し、又は当該事項を記録交付する した電磁的記録であつて裁判所書記官が最高裁判所規則で定めた方法により当該事項を証明したもの最も裁判所規則で定める電子情報処理組織を使用してその者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法その他の最高裁判所規則で定める方法により提供する	記載され、又は記録された書記載され 面又は電磁的記録								
文一項本 第一項 二条第一項 二条第一項 二条第一項 二条第一項 二条第一項 二条第一項 二条第一項 二条第一項 二条第一項	第一項 二条第一項 二条第一項 二条第一項 二条第一項 二条第一項 二条第一項 二条第一項 二条第一項 二条第一項								

一項の第三百三十二条									
第一項	第二項	第三項	第四項	第五項	第六項	第七項	第八項	第九項	第十項
記載され、又は記録された書記載され 面又は電磁的記録									
記載され、又は記録された書記載され 面又は電磁的記録									
記載され、又は記録された書記載され 面又は電磁的記録									
記載され、又は記録された書記載され 面又は電磁的記録									

第一項	第二項	第三項	第四項
記録しなければ 記載しなれば	記録しなければ 記載しなれば	記録しなければ 記載しなれば	記録しなければ 記載しなれば
記録しなければ 記載しなれば	記録しなければ 記載しなれば	記録しなければ 記載しなれば	記録しなければ 記載しなれば